

○愛知淑徳大学利益相反マネジメント指針

1. 目的

愛知淑徳大学(以下、「本学」という)は、別に定める「愛知淑徳大学研究活動上の行動規範」において、本学に所属する研究者各個人は時代や社会の要請に応え、それらの発展に寄与・貢献する責任をもつとともに、行動規範を遵守し、みずからの研究活動を公正な意識のもとに行わなければならないことを掲げている。

一方、大学が産学官連携をはじめとする社会貢献活動を推進するにあたっては、産学官等がそれぞれに有する目的や役割の違いから、本学又はその教職員について、いわゆる利益相反が生じる可能性がある。本学は、適切な利益相反マネジメントを実施することにより、本学教職員が安心して社会貢献活動に参加できる環境を整備し、社会的責任を果たすことを目的として、愛知淑徳大学利益相反マネジメント指針を定める。

2. 定義

利益相反とは、本学又はその教職員が企業法人等との関係で有している利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と大学又は大学における教職員の責務が衝突する状態をいい、以下の3つに分類する。なお、その状態には実際に弊害が生じているだけでなく、第三者に弊害が生じているかのように見られる状態も含まれる。

(1) 個人としての利益相反

教職員が社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、教職員の本学における責任が相反している状態をいう。

(2) 大学（組織）としての利益相反

大学（組織）が社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、大学（組織）の社会的責任とが相反している状態をいう。

(3) 責務相反

教職員の兼業活動による対外的業務遂行責務と大学での業務遂行責務が両立しない状態をいう。

3. 基本的な考え方

本学教職員は、社会貢献活動に参画する上で利益相反により弊害が生じないように行動することを責務とし、本学は、利益相反問題を適切に判断・解決するための体制を整備する。併せて、本学の利益相反に関する情報を適切に公開することで本学

に対する社会的信頼を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

4. 利益相反マネジメントの対象者

対象者は、本学教職員並びに別に定める利益相反マネジメント委員会で指定された者とする。

5. 利益相反マネジメント委員会

本学に学長、副学長、事務局長及び学長が委嘱する者により利益相反マネジメント委員会を設置し、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する。

6. 利益相反マネジメントの手続き

(1) 自己申告

教職員は、利益相反に関する疑念が生じうる可能性がある場合、利益相反マネジメント委員会に提出するものとする。

(2) 実態調査の実施及び対応策の検討

利益相反マネジメント委員会は、必要により、自己申告書、並びに教職員から得られた情報に基づいて、利益相反に関する検討及び事実調査を行うとともに、それらの内容を審議する。

7. 利益相反のカテゴリーと内容・基準・公表

(1) カテゴリー

F (Financial Support) 経済的支援：

勤務先組織をとおして、研究費、または無償で研究材料（含む、装置）もしくは役務提供（含む、検体測定）の形で企業*から支援を受けている場合。

(*：企業とは関係企業または競合企業の両者を指す。以下、すべて同じ。)

I (Personal Financial Interest) 個人的な経済利益：

薬品・器材（含む、装置）、役務提供に関連する企業への投資者である場合。

E (Employee)：

利害に関係のある企業の従業員である場合。

C (Consultant)：

現在または過去3年以内において、利害に関連する企業のコンサルタントを勤めている場合。

P (Patent)：

特許権を有する場合、または特許を申請中の場合。

R :

薬品・器材（含む、装置）、役務提供に関連する企業から報酬*、旅費支弁を受けている場合。

（*：報酬の対象としては、給与、旅費、知的財産権、ロイヤリティ、謝金、株式、ストックオプション、コンサルタント料、講演料、アドバイサリーコミッティまたは調査会（Review panel）に関する委員に対する費用、などを含む。）

N (No Commercial Relationship) :

上記カテゴリーのすべてに該当しない場合。

（2）研究費、報酬などの範囲

研究費、報酬などの経済的関係は、配偶者、内縁関係者または扶養家族にも適用される。

当該者に対する「寄付金・契約金」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演料・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、当該者が実質的に用途を決定する寄付金・研究契約金（実際に割り当てられた金額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む）を含む。

なお、

- （1）当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値（公表時点）も金額の計算に含めるものとする。
- （2）実質的に、当該者宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を公表対象とし、当該人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものを除く。
- （3）公表申告対象期間は、当該発表・講演または論文投稿が行われる日の年度を含めた過去3年分とし、そのうち最も受取額の多い年度について公表する。

また、金額のクラス分類としては、以下の4クラスとする。

- I . 0
- II . 1 円から 5 0 万円未満
- III . 5 0 万円から 5 0 0 万
- IV . 5 0 0 万円超

(3) 情報公開

本学は、プライバシー保護に留意しつつ情報公開の原則に従い、原則として利益相反に関する情報を公表し、その透明性を確保するとともに社会的説明責任を果たす。公表・開示の方法は別に定める。

8. 基準違反者に対する対応

大学は利益相反マネジメント委員会を設置して本基準に関する啓発および逸脱事例に対する適切な対応を行う。

逸脱事例の可能性、または指摘に対し、利益相反マネジメント委員会は以下の対応を検討する。

(1) 当該社会貢献活動に参画する上での利益相反による弊害の解消

(2) これらの検討においては当該人の意見を徴して行う。検討結果は当指針に従って学長に報告する。

9. 不服申し立て

利益相反基準の逸脱に関する利益相反マネジメント委員会の検討結果に対して不服のある場合は、大学に対して不服申し立てを行うことができる。

10. 利益相反マネジメント指針の改廃

本指針の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から実施する。